

## 藤井寺市指定管理者制度庁内検討会設置要綱

### (設置)

第1条 藤井寺市における指定管理者制度の適切な運用を図るため、藤井寺市指定管理者制度庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者制度導入対象施設の選定に関すること。
- (2) 応募要項(案)の審査に関すること。
- (3) 指定管理者の評価に関すること。
- (4) 指定管理者制度に関する方針に関すること。
- (5) その他指定管理者制度に関すること。

### (組織)

第3条 検討会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、総務部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、重要な公の施設に関する条例(平成19年条例第18号)第2条に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)を所管する部の長の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 検討会は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 座長は、検討会で決定した事項を市長等に報告するものとする。

### (持回り審査)

第5条 座長は、検討会を招集するいとまがないと認めるときは、持回り審査をすることができる。

### (関係職員の出席及び資料の提出)

第6条 座長は、必要と認めるときは、関係職員の出席及び資料の提出を求めることができる。

### (調査研究チーム)

第7条 検討会に調査研究チームを置く。

- 2 調査研究チームは、公の施設を所管する課の長の職にある者をもって組織する。

- 3 調査研究チームは、第2条に規定する所掌事務について調査研究を行う。
- 4 調査研究チームは、調査研究の状況及び結果を検討会に報告するものとする。  
(庶務)

第8条 検討会の庶務は、総務部行財政管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。